

# オーストラリアの外資規制の改正 (第2段)

クレイントン・ユッツ法律事務所

加納寛之 (パートナー)

山浦茂樹 (シニアアソシエイト)

CLAYTON UTZ

2020年10月20日

© Clayton Utz

# 本セミナーのトピック

1. 今回の法改正の背景
2. 第1段改正法案の概要
3. 国家安全基準の導入
4. 政府系ファンドによる投資の承認要件の緩和
5. 申請費用体系の改正
6. その他改正事項
7. 金額基準の一時的措置撤廃

# 今回の法改正の背景

## 連邦政府の基本方針

### 基本的に海外からの投資を歓迎

- 2017-19: オーストラリア対内直接投資はGDPの**3.3%** \*
  - vs • OECD ではGDPの1.7%
  - G20ではGDPの1.5%

- 一定の要件に該当する投資に関しては外資審議委員会（**FIRB**）に対して届出を行い、承認を受ける必要
- 海外からの投資が**国益に反する**場合には投資の**拒絶**や**反対取引**を**強制**できる

\* オーストラリア政府財務省 2020年6月「Foreign investment reforms」

# 今回の法改正の背景

## 外資投資を管理する法令

### 外資投資関連法の法源

*Foreign Acquisitions and Takeovers Act 1975 (Cth)* (外資買収法)

- 外資による投資を管理する基本法
- 承認申請が必要となる投資の要件や、外資投資に関する財務大臣その他の政府機関の権限などを規定

*Foreign Acquisitions and Takeovers Regulation 2015 (Cth)* (外資買収法規則)

- 外資買収法の細則を規定する規則
- 外資買収法の適用に関する除外事項や特別ルール、特定の用語の定義や基準値などを規定

その他

- FIRBに対する申請費用を定める法律や、外国人による農業用地や水利権に関する所有の登録について定める法律など

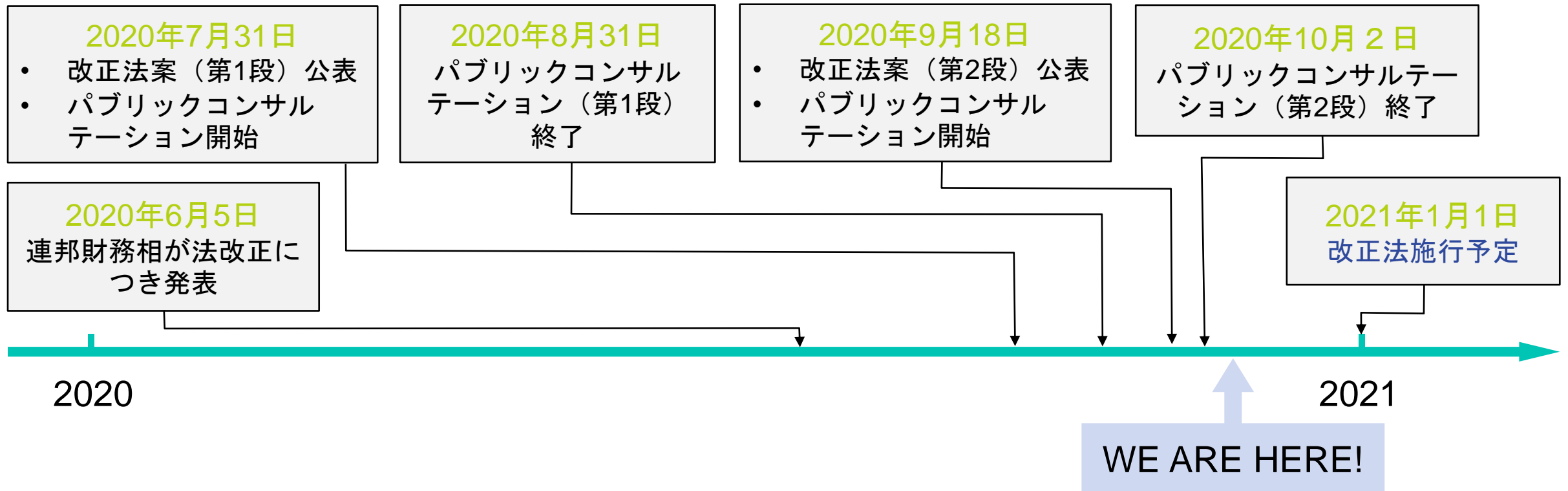
### 近時の主な法改正

- 2015年12月1日 外資買収法の抜本改正が施行され、現在の規制の枠組が形成される
- 2020年3月29日 コロナ危機に伴う経済対策の一環として、あらゆる外資買収案件について適用される金額基準をゼロとする一時的な措置が施行される

# 今回の法改正の背景

## 今回の外資買収法の改正

**!** 第1段・第2段の改正法案のパブリックコメント期間が終了し、法改正は2021年1月1日を予定。  
これまでのパブリックコメントを受け、**今後法案が改正される可能性は十分にある。**



# 本セミナーのトピック

1. 今回の法改正の背景
2. 第1段改正法案の概要
3. 国家安全基準の導入
4. 政府系ファンドによる投資の承認要件の緩和
5. 申請費用体系の改正
6. その他改正事項
7. 金額基準の一時的措置撤廃

# 第1段改正法案の概要

## 国家安全基準の導入、法の執行権限の強化

### 国家安全基準の導入

- 取得価値に関わらずFIRBの承認取得が義務付けられる**国家安全通知義務行為**（**Notifiable national security action**）の概念の導入
- 国家安全通知義務行為に関連する**国家安全関連事業**（**National security business**）の概念の導入
- これまでFIRBの審査の対象となっていない海外投資を審査する**審査請求権**（**Call-in power**）の付与と手続
- 既にFIRBの審査の対象となった投資を再審査する**最終審査権**（**Last resort review power**）の付与と手続

### 法の執行権限の強化

- 立入調査などの法令遵守モニタリング・違反調査権限の強化
- 指導権限の付与
- 虚偽の情報提供などの対応措置（承認取り消しなど）の権限付与
- 最大刑事罰と民事制裁金の大幅な増加
- 違反通知（**Infringement notice**）の適用の拡大

# 第1段改正法案の概要

## 審査枠組みの強化、情報収集能力と政府間協力の強化

### 審査枠組みの強化

- 海外の既存株主による保有比率が、会社が他の株主からの自己株式の買取や減資により**相対的に上昇**した場合、海外株主が会社の株式を取得したものとみなされる
- 究極的親会社が、オーストラリアの孫会社の株主である**海外子会社の株式の追加取得**をした場合、金額的基準を満たせばFIRBの承認が必要となる
- これまで会社と信託にのみ適用されていた**間接保有のルール**が非法人のリミテッド・パートナーシップにも適用される
- 外国人である親や配偶者がオーストラリア人の子や配偶者に土地の取得資金を提供した場合、**外国人の親や配偶者が土地に関する権利を取得したものと推定**される

### 情報収集能力と政府間協力の強化

- 外国人が所有する会社・事業、土地についての情報を登録する非公開の**レジスタ**の設立
- 情報開示が可能となる**政府機関の範囲の拡大**
- 国家安全に関する事項について、一定の**海外政府機関との情報共有**



# 第1段改正法案の概要

## 費用体系の改正、審査期間延長の仕組みの改正

### 申請費用体系の改正

- 申請費用はこれまでの *Foreign Acquisitions and Takeovers Fees Imposition Act 2015* (Cth)ではなく、行政が施行できる法規則 (Regulation) が設定できることとなる
- 第1段の改正法案では具体的な費用体系について触れていない

### 審査期間延長の仕組みの改正

- 財務大臣の命令や申請者の要請なしに法定審査期間 (手数料受領から30日) を**最大90日 (合計120日)** まで簡易に延長できるようになる
- 既存の審査期間延長と組み合わせることにより、申請者による期間延長の申請なしで審査期間を**最大180日 (合計210日)** まで延長できるようになる

# 本セミナーのトピック

1. 今回の法改正の背景
2. 第1段改正法案の概要
3. 国家安全基準の導入
4. 政府系ファンドによる投資の承認要件の緩和
5. 申請費用体系の改正
6. その他改正事項
7. 金額基準の一時的措置撤廃

# 国家安全基準の導入

## 審査請求権（Call-in power）の行使期限

### 審査請求権とは

- 第一段の改正法案にて公表された、財務大臣に付与される新しい権限
- これまでFIRBの審査の対象となっていない海外投資につき、国家安全に懸念があると考えるものを審査する権限
- 今回の法改正施行（2021年1月1日を予定）以降に行われた行為のみ対象

今回公表された改正法案では、財務大臣が審査請求権を行使できる期間を、投資が行われてから**10年**と定めている



# 国家安全基準の導入

## 国家安全に関連する投資の除外証明（Exemption Certificate）

### 除外証明とは

- 証明の保有者に対し、一定の期間内に、一定の条件を満たしていれば、個別の審査・許可を得ずに、特定資産への投資や外国人への特定資産の売却を複数回行うことを許可する証明
- 除外証明の概念自体は現行の制度において存在する
- 現在、会社・事業資産や特定の種類の不動産に関連する除外証明が7種類ある

### 今回導入される除外証明

- 国家安全通知義務行為に関連する除外証明と、審査請求権の対象となり得る行為（金額基準値を下回る事業・会社の取得など）に関連する除外証明の2種類
- 除外証明の申請者は、国家安全に関するリスクがないかどうかを審査され、審査を通過しなければ除外証明を取得できない



国家安全通知義務行為には、国防・諜報機関にモノ・サービス・技術を提供・開発する事業や特定のインフラ管理・所有事業の一定割合の取得や新規開始、国防・諜報に関連する不動産の取得などが含まれる

# 本セミナーのトピック

1. 今回の法改正の背景
2. 第1段改正法案の概要
3. 新国家安全基準の導入
4. 政府系ファンドによる投資の承認要件の緩和
5. 申請費用体系の改正
6. その他改正事項
7. 金額基準の一時的措置撤廃

# 政府系ファンドによる投資の承認要件の緩和

## 外国政府投資家（foreign government investor - **FGI**）

### 外国政府投資家（**FGI**）の定義

- 外国政府機関（中央・地方政府を問わない。エージェントを含む）
- 外国政府機関/FGIが以下の**いずれか**の持分を保有する会社、信託またはリミテッド・パートナーシップ
  - 一国の外国政府機関/FGI: 20%以上
  - 複数国の外国政府機関/FGIの保有持分の合計: 40%以上

例: 3か国のFGIがそれぞれ15%ずつ保有するファンドはFGIとされる。（FGIが合計45%のファンドの持分を保有しているため）

### FIRBの承認が必要なFGIによる投資

- 会社/信託または事業の**直接的権利**（先述 – 基本**10%**）の取得
- 土地の権利の取得
- 新規事業の設立
- 鉱区（探査のための鉱区も含む）に関する権利/権益の取得



取得対象資産の価値（金額）による  
基準値は適用されない

# 政府系ファンドによる投資の承認要件の緩和

## 今回の法改正の背景

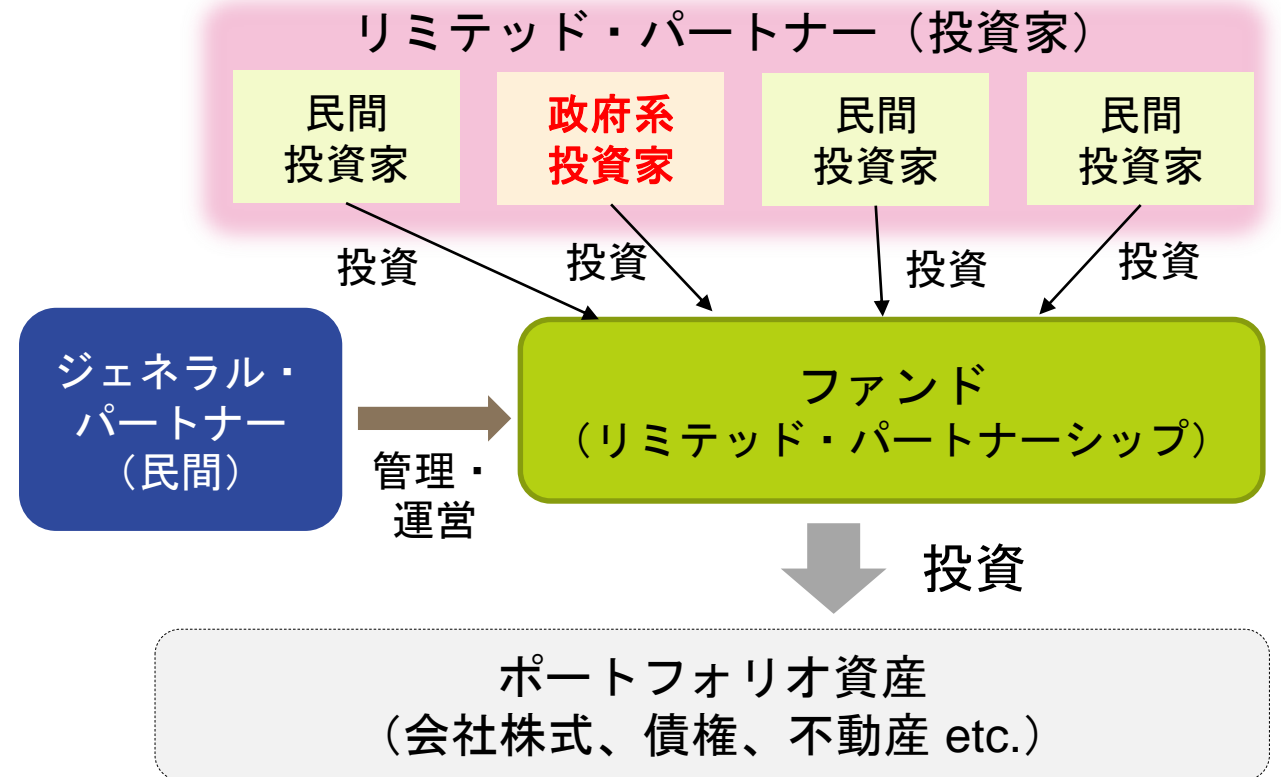
### 現状:

資産運用ファンドの多くは民間ファンドマネージャーが投資や資産ポートフォリオの管理・運営を行い、投資家はファンドによる投資や資産管理・運営に口を出せない

But

民間が運営するファンドであっても、ファンドにおけるFGIの持分比率が高ければ、**ファンド自体がFGIとみなされ**、より厳格なFIRB承認要件が適用される

### 資産運用ファンド（リミテッド・パートナーシップ）のストラクチャー例



# 政府系ファンドによる投資の承認要件の緩和

## 法改正後のファンドの扱い

以下の条件が揃った投資ファンドは、FGIが資金提供していてもFGIと**されない**。つまりファンドには非政府系外国投資家と同様の承認要件が適用される。

ファンドにおける投資家の権限

資金提供者（リミテッド・パートナーシップであればリミテッド・パートナー）はファンドの**投資判断への影響力がなく、投資管理を行えない**

ファンドにおけるFGIの立場

FGIはファンドの**経済的利益を享受する権利しか有していない**

FGIの持分比率

20%以上の持分を持つ一国からのFGIがない（**複数国のFGIの持分の合計が40%以上であるかどうかは関わらない**）

FGIのファンド情報アクセス

FGIは、ファンドの財務情報を除く**センシティブな情報（この定義はなし）**にアクセスすることはできない



# 本セミナーのトピック

1. 今回の法改正の背景
2. 第1段改正法案の概要
3. 新国家安全基準の導入
4. 政府系ファンドによる投資の承認要件の緩和
5. 申請費用体系の改正
6. その他改正事項
7. 金額基準の一時的措置撤廃

# 申請費用体系の改正

## 現在の申請費用体系

主要な取引に関連するFIRB申請費用（2020年10月20日現在）

取引の種類	取得対価（A\$）		
	10m 以下	10m 超 1b 以下	1b 超
会社株式・信託持分・事業（に関連する権利）の取得	\$2,100	\$26,700	\$107,100
商業用土地（に関連する権利）の取得	\$2,100	\$26,700	\$107,100
	2m 以下	2m 超 10m 以下	10m 超
農業用土地（に関連する権利）の取得	\$2,100	\$26,700	\$107,100
グループ内のリストラクチャリング	\$10,600		
非政府系投資家による鉱業権の取得	\$26,700		
FGIによる探査権・探鉱権・鉱業権の取得	\$10,600		
FGIによる新規事業開始	\$10,600		
居住用土地（に関連する権利）の取得	取得対価\$1m以下の場合は\$5,800。 以降対価が\$1m増す毎に申請費用の増加		

# 申請費用体系の改正

## 新しい申請費用体系

- 現行の費用体系より取得対価の金額に依拠する計算方法
- 2021年1月1日から適用予定
- 毎会計年度（7月1日-6月30日）CPIに基づき更新される（CPIが前年度を下回る場合には据え置き）



取得対価が高くなるほど既存の申請費用よりも割高となる傾向

例：居住用不動産と農業用不動産を除く資産（会社、ユニットトラスト、事業、他の不動産）取得の申請費用

取得対価	申請費用
≤ \$50m	\$6,600
> \$50m - ≤ \$1.9b	取得対価 > \$50m - ≤ \$100m の費用は\$13,200 これ以降、取得対価が\$50mを超えるごとに\$13,200が追加される 例：取得対価が\$500m の場合、申請費用は\$118,800 取得対価が\$1b の場合、申請費用は\$250,800
> \$1.9b	\$500,000

# 申請費用体系の改正

## 新しい申請費用体系

その他、審査の対象となる主な取引に関する申請費用の例

審査対象取引	費用
グループ内のリストラクチャリング	\$13,200
本来FIRBの審査の対象にならないが、国家安全に基づく審査の任意の申請	同じ種類の取引に適用される申請費用の25%
FGIによる新規事業開始	\$2,000
国家安全関連事業の開始	\$2,000

その他、特別な状況における取引の費用の例

状況	費用
過半数の資産を所有している者による追加取得	\$2,000
100%の所有関係にあるグループの複数の会社が同じ対象資産を取得する場合（例：姉妹会社AとBが同じ会社の株式をそれぞれ50%取得する場合）	一社分の申請費用

# 本セミナーのトピック

1. 今回の法改正の背景
2. 第1段改正法案の概要
3. 新国家安全基準の導入
4. 政府系ファンドによる投資の承認要件の緩和
5. 申請費用体系の改正
6. その他改正事項
7. 金額基準の一時的措置撤廃

# その他改正事項

## 担保権取得の除外規定の範囲縮小

### 担保権取得の除外規定

#### 原則

通常、資産に設定される担保権の取得及び行使は当該資産の権利（interest）としてみなされ、資産自体の取得にFIRBの承認が必要であれば、担保権設定又は行使にFIRBの承認が必要となる。

#### 例外

融資を通常業務として営む非政府系海外投資家（例：銀行）が、通常業務の一環として提供する融資を担保するために設定される担保権の設定および行使については上記原則から除外される（つまりFIRBの承認を必要としない）。

### 今回の法改正

以下の資産に設定される担保権の設定や行使には、海外投資家の業種や政府系かどうかに関わらず、原則が適用される。

- 国家安全関連事業（national security business）
- 国家安全関連不動産（national security land）
- 国家安全関連不動産における資源採掘権

国家安全関連事業には、国防・諜報機関にモノ・サービス・技術を提供・開発する事業や特定のインフラ管理・所有事業などが含まれる。

国家安全関連不動産の定義は開示されていないが、国軍・防衛相や諜報機関が所有または権利を有する不動産であると思われる。

# その他改正事項

## メディア事業（Australian media business）の定義の拡大

メディア事業（Australian media business）と定義される事業、又はこれを行う会社の株式の5%以上の取得には価値に関係なく FIRB の承認が必要

### 現在の定義

以下のいずれかを行う事業

- オーストラリアにおける日刊紙の発行
- オーストラリアにおけるテレビまたはラジオの放送

（上記日刊紙や放送の内容の一部または全部にアクセスできるウェブサイトを含む）



### 法改正後の定義

以下のいずれかを行う事業

- オーストラリアにおける日刊紙の発行
- オーストラリアにおけるテレビまたはラジオの放送
- オーストラリア在住者がアクセスできる、新聞・テレビ・ラジオと類似するコンテンツを電子的に配信またはアクセスを可能とさせるサービス
- 上記コンテンツの制作

# その他改正事項

## 資源の鉱区に関する変更

本来、外資買収法がカバーすることを意図していなかった事項の明確化

### 鉱区からの 収益権

以下が該当する権利は「鉱業権に関連する権利」とはされず、外資買収法の適用対象外となる


- 探鉱・探査以外の目的で鉱区から鉱物、石油またはガス取得する権利や、かかる権利を保持するための権利ではないこと
- 鉱区から発生する収益を得る権利であること
- 権利は財産権ではなく、また権利の保有者は鉱区の土地を占有する権利や占有者を支配したり影響を及ぼす権利を有さないこと
- これは国家安全関連事業に関連する権利でも、国家安全関連不動産に関連する権利でもないこと

### 探鉱権

非政府系投資家による天然資源の探鉱・探査権の取得は、国家安全関連不動産に関連する権利ではない限り、外資買収法の適用対象外となる



# 本セミナーのトピック



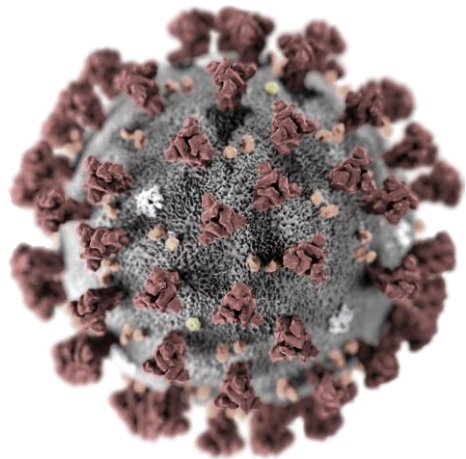
1. 今回の法改正の背景
2. 第1段改正法案の概要
3. 新国家安全基準の導入
4. 政府系ファンドによる投資の承認要件の緩和
5. 申請費用体系の改正
6. その他改正事項
7. 金額基準の一時的措置撤廃

# 金額基準の一時的措置撤廃

## コロナ禍における金額基準の一時的措置

### 2020年3月29日以前の要件

一定の種類不動産を除き、非政府系投資家が事業、会社、不動産を取得する際、対象資産が一定の価値を超えていなければ、取得割合に関わらずFIRBの承認を必要としなかった。



今年3月29日、コロナ禍に対する経済政策の一環として、FIRB承認対象となる投資の金額基準をゼロとする一時措置がとられた



- 法改正施行と共にこの措置が撤廃され、措置導入直前に適用されていた金額基準が復活する
- ただし、新たに導入された国家安全通知義務行為については金額基準はゼロとなる
- この改正案どおりに改正されるかどうかは今後の経済状況にもよる

# 金額基準の一時的措置撤廃

## 再導入される金額基準 – part 1

法改正施行時に適用される基準金額（翌年以降、毎年1月1日に更新）

対象資産	投資家	基準金額
会社・信託または事業*	FTA 締結国・法域（日本を含む）の非政府系投資家	\$1,192 million （センシティブ事業については \$275 million）
	その他外国・法域の非政府系投資家	\$275 million
アグリビジネス**	チリ、米国、ニュージーランドの非政府系投資家	\$1,192 million
	その他外国・法域の非政府系投資家	\$60 million（取得済みの価値との累計）
国家安全関連事業	海外投資家全て	\$0
開発済み商業用不動産***	FTA 締結国・法域（日本を含む）の非政府系投資家	\$1,192 million（香港とペルーの投資家のみ、特定の種類の不動産については\$60 million）
	その他外国・法域の非政府系投資家	\$275 million （特定の種類の不動産については\$60 million）
更地の商業用不動産	海外投資家全て	\$0
国防・諜報に関連する不動産	海外投資家全て	\$0

\* アグリビジネスと国家安全関連事業などを除く

\*\* 国家安全関連事業などを除く

\*\*\* 国防・諜報に関連する不動産を除く

# 金額基準の一時的措置撤廃

## 再導入される金額基準 – part 2

法改正施行時に適用される基準金額（翌年以降、毎年1月1日に更新）

対象資産	投資家	基準金額
鉱業権（採掘・探鉱権を除く）*	チリ、米国、ニュージーランドの非政府系投資家	\$1,192 million
	その他外国・法域の非政府系投資家	\$0
居住用不動産*	海外投資家全て	\$0
農業用不動産*	チリ、米国、ニュージーランドの非政府系投資家	\$1,192 million
	タイの非政府系投資家	\$60 million
	その他外国・法域の非政府系投資家	\$15 million (取得済み農業用不動産の価値との累計)
あらゆる資産	外国政府系投資家	\$0

\* 国防・諜報に関連する不動産を除く

# QUESTIONS?



Please use the Q&A function to ask a question.

[www.claytonutz.com](http://www.claytonutz.com)